

船舶事故等調査報告書

平成27年2月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第211号
事故等種類	漁具損傷
発生日時	平成25年10月1日 21時06分ごろ
発生場所	香川県三豊市三崎西南西方沖 三豊市所在の讃岐三崎灯台から真方位248°3,500m付近 (概位 北緯34°15.0′ 東経133°31.4′)
事故等調査の経過	平成25年12月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 第一大千丸、19トン 273-10630香川、有限会社大野海運 B バージ 丸石-506、不詳 なし、有限会社大野海運 C 漁船 宝結丸、4.95トン KA3-20181（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 C 船長C、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A なし B なし C 流し網が切断
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、空船で作業員1人を乗せたB船をえい航して引船列（以下「A船引船列」という。）を構成し、約5ノットの対地速力で三崎西南西方沖を北東進中、船長Aが、右舷船首方にC船を認め、C船が操業中の漁船であることを知った。 船長Aは、前方にC船の流し網が設置されていても、これまでの経験から流し網に接触せずに通過できると思い、航行を続けていたところ、香川県三豊市粟島北方沖で海上保安庁から連絡を受け、A船引船列がC船の流し網に接触し、同網が損傷したことを知った。 船長Aは、船長Cに本事故の処理について連絡した後、兵庫県東播磨港に入港した。 C船は、船長Cが1人で乗り組み、三崎西南西方沖でさわら流し網漁の操業に従事し、南北方向に設置した長さ約700mの流し網を南側から揚網中、船長Cが、流し網の上を通過する態勢で北東進するA船引船列を左舷方に認め、黄色回転灯を点灯し、拡声器で呼び掛けたが、平成25年10月1日21時06分ごろA船引船列がC船から約

	<p>200mの流し網の上を通過した。</p> <p>船長Cは、流し網が損傷したことを認め、海上保安庁に本事故を通報した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 高潮時</p>
その他の事項	<p>船長Aは、さわら流し網漁の操業許可期間であることを知っていた。</p> <p>船長Aは、C船の流し網の北端を示す赤色点滅灯には気付かなかった。</p> <p>A船引船列の喫水は、A船が船首約0.9m、船尾約2.4m、B船が船首約1.6m、船尾約2.0mであった。</p> <p>C船は、紅色及び白色の全周灯各1個のほか、漁具を出している方向を示す白色の全周灯1個を表示していた。</p> <p>C船の流し網は、その上部が海面下2～5mの深さに設置され、北端に赤色点滅灯、南端に緑色点滅灯が各1個取り付けられていた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B なし、C なし</p> <p>A なし、B なし、C なし</p> <p>A なし、B なし、C なし</p> <p>A船引船列は、三崎西南西方沖を北東進中、船長Aが、右舷船首方に操業中のC船を認めた際、前方にC船の流し網が設置されていても、これまでの経験から流し網に接触せずに通過できると思い、C船の流し網の上を通過したことから、同網が損傷したものと考えられる。</p> <p>C船は、三崎西南西方沖で南北方向に設置した流し網を南側から揚網中、船長Cが、C船の流し網の上を通過する態勢で北東進するA船引船列を左舷方に認め、黄色回転灯を点灯し、拡声器で呼び掛けたが、A船引船列がC船の流し網の上を通過したものと考えられる。</p> <p>C船が設置した流し網は、揚網中であつたことから、その上部が揚網開始前より海面近くになっていた可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、A船引船列が、三崎西南西方沖を北東進中、船長Aが、右舷船首方に操業中のC船を認めた際、前方にC船の流し網が設置されていても、これまでの経験から流し網に接触せずに通過できると思い、C船の流し網の上を通過したため、発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行海域の漁法について事前に調査し、漁具を回避して航行すること。